

現状のエイズ対策の体系

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（通称、感染症法 平成10年公布）

↳ **後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針**（平成11年制定、5年ごとに検討、**今回改正予定**）

↳ ○東京都エイズ対策基本方針（平成4年策定 感染症法施行と予防指針制定後の平成12年3月改正）
 ※当時のHIV陽性者の増加を踏まえた指針のままとなっている

↳ ○東京都感染症予防計画（平成11年策定、5年ごとに改定、令和6年3月改定）

↳ ・エイズ対策の新たな展開（平成21年5月策定）

← エイズ専門家会議報告
 （平成21年1月）

国連エイズ合同計画（UNAIDS）

○**UNAIDSのビジョン**：3つのゼロ（新規HIV感染ゼロ、差別ゼロ、エイズ関連死ゼロ）

- ・2030年までに公衆衛生上の脅威としてのエイズ終結を目標
- ・2025年エイズターゲット（HIV検査・治療・ウイルス抑制の95-95-95ターゲット※）を達成

↳ 国は、2030年までのHIV流行終息に向けた目標等を予防指針に記載の方向

都としてもUNAIDSのビジョン等を踏まえエイズ対策を一層推進するための方向性の明確化が必要

※95-95-95ターゲットとは

| | 2025年ターゲット | 分子 | 分母 |
|--------|--|-----------------------|---------------------|
| 最初の95 | HIV陽性者の少なくとも95%が自分のHIV感染を知る | 自らの感染を知っているHIV陽性者の数 | HIV陽性者数 |
| 2番目の95 | 自らの感染を知っているHIV陽性者の少なくとも95%が治療を受けている | 治療を受けているHIV陽性者の数 | 自らの感染を知っているHIV陽性者の数 |
| 3番目の95 | 治療を受けているHIV陽性者の少なくとも95%は体内のウイルス量が抑制されている | ウイルス量が抑制されているHIV陽性者の数 | 治療を受けているHIV陽性者の数 |